

# 兵庫県公報

平成25年 2月26日 火曜日 第 2469 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	4
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	10
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	12
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	12
○ 道路の位置指定（建築指導課）	12
○ 建築士法に基づく免許の取消し（同）	12
○ 道路の位置指定の取消し（同）	13
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（阪神北県民局）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
<b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	15

## 告 示

### 兵庫県告示第257号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所

洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く）、三木市（吉川町の区域に限る）、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、川辺郡、美方郡	平成26年 3月10日(月)から同月31日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所
--	---	-------------



**兵庫県告示第258号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町  の  名  称	地  区  名
福崎町	田口地区



**兵庫県告示第259号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年10月から平成24年 2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市（安富町大字関の一部（第4地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
安富町大字関の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成22年 8月から平成24年 2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市（安富町大字皆河の一部（第2地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
安富町大字皆河の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年 6月から平成23年 3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市（松帆古津路（大字松帆古津路の一部））の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
大字松帆古津路の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間  
平成15年12月から平成21年 3月まで
- (3) 成果の名称  
多可町（加美区鳥羽（山林Ⅱ－①）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加美区鳥羽の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間  
平成20年 6月から平成22年 1月まで
- (3) 成果の名称  
多可町（加美区鳥羽（山林Ⅱ－②）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加美区鳥羽の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日
- 6 (1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間  
平成20年 8月から平成22年 3月まで
- (3) 成果の名称  
多可町（加美区清水（山林Ⅰ）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加美区清水の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日
- 7 (1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間  
平成21年 7月から平成23年 3月まで
- (3) 成果の名称  
多可町（加美区清水（山林Ⅱ）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加美区清水の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日
- 8 (1) 調査を行った者の名称  
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間  
平成22年 5月から平成24年 9月まで
- (3) 成果の名称  
新温泉町（千原の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

- 千原の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年 2月 8日



**兵庫県告示第260号**

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。  
平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名  
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時  
平成25年 3月 8日（金）午後 1時30分から午後 2時00分まで
- 3 場所  
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号  
兵庫県庁第 1号館 5階会議室



**兵庫県告示第261号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町奥海字鬼が谷1413、字岡田上エ1422
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鬼が谷1413（次の図に示す部分に限る。）、字岡田上エ1422
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第262号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町末包字日裏567から574まで、624の15、624の16の 1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日裏567・568（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第263号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町大垣内字宮地96、97の7から97の9まで、本郷字松葉ガ坂371の3、397の5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮地96・97の9・字松葉ガ坂371の3・397の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第264号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町桑野字高畑ケ853、字峪886、字向へ889

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高畑ケ853・字向へ889（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第265号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市和田山町竹ノ内字床尾216の137、216の139、216の140
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第266号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市餅耕地字サヽ87、87の1、88の1、90、91の1から91の3まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第267号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市餅耕地字ミナミ63、64の1から64の3まで、65から67まで、68の1、68の2、69、70の1、72の2、73の1、73の2、74、74の1、75の1、75の2

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第268号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市建屋字奥山79の33（次の図に示す部分に限る。）、79の34
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第269号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字ヲク山247の1、247の2・250の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、247の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第270号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市上野字馬ノ株64の1から64の4まで、67、68、69の1、69の2、70の1、70の2、71、72の1、73の1、73の3、74の1、75の1から75の3まで、76
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第271号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成25年 2月 7日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商 号 又 は 名 称 ピアサービス株式会社  
主たる営業所の所在地 明石市松の内1—1—26  
代 表 者 の 氏 名 岸 本 吉 充  
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-23）第403305号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部
  - (2) 期間  
平成25年 2月27日から同年 3月 5日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実  
ピアサービス株式会社は、平成24年 2月15日に特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる下請契約を締結した。  
このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。



**兵庫県告示第272号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。



平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成25年 2月18日から同年 3月25日まで
- 3 作業地域  
三木市の一部



**兵庫県告示第273号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
8.7.504号旧山陽道線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成19年11月 6日から平成25年 3月31日まで  
変更後 平成19年11月 6日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第274号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.5.81号網干線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成18年 4月 4日から平成25年 3月31日まで  
変更後 平成18年 4月 4日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第275号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 2月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 2月26日から 2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 号	加古川市平岡町高畑字下り96番 6 から 同 市平岡町高畑字王子岡145番 1 まで	旧	10.0から 15.0まで	237.0	
	加古川市平岡町高畑字下り96番 4 から 同 市平岡町高畑字王子岡145番 1 まで	新	11.0から 18.0まで	237.0	
県道 野 谷 平 岡 線	加古川市平岡町高畑字御門770番 9 から 同 市平岡町高畑字大高見764番14まで	旧	7.0から 12.0まで	72.0	
	加古川市平岡町高畑字御門770番 9 から 同 市平岡町高畑字大高見764番 7 まで	新	11.0から 26.0まで	72.0	
県道 本 荘 平 岡 線	加古川市平岡町高畑字王子岡119番 8 から 同 市平岡町高畑字王子岡128番 8 まで	旧	7.0から 17.0まで	98.0	
	加古川市平岡町高畑字王子岡119番 7 から 同 市平岡町高畑字王子岡118番15まで	新	10.0から 25.0まで	95.0	



**兵庫県告示第276号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 2月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 2月26日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 下 内 膳 物 部 線	洲本市上加茂字家ノ北122番から 同 市桑間字広チ323番 1 まで	旧	5.0から 15.0まで	107.0	
	洲本市上加茂字家ノ北122番から 同 市桑間字広チ323番 1 まで		2.0から 10.0まで	192.0	
	洲本市上加茂字家ノ北125番 1 から 同 市桑間字広チ321番 1 まで		4.0から 9.0まで	82.0	
	洲本市上加茂字家ノ北122番から 同 市桑間字広チ323番 1 まで	新	7.0から 15.0まで	107.0	



**兵庫県告示第277号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 2月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 2月26日から 2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 石倉太子線	姫路市西脇字草田451番1から 同 市西脇字草田474番4まで	旧	5.0から 10.0まで	229.0	
		新	6.0から 13.0まで	226.0	



**兵庫県告示第278号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 2月26日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 2月26日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 後山上石井線	佐用郡佐用町上石井字寺ノ上ミ1016番1から 同 郡同 町上石井字ハリドコ1033番まで	旧	5.0から 9.0まで	207.0	
			4.0から 17.0まで	246.0	
		新	5.0から 9.0まで	207.0	



**兵庫県告示第279号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 2月26日から 2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日影養父線	養父市八鹿町九鹿字越東236番6から 同 市八鹿町九鹿字越東235番2まで	旧	7.0から 13.0まで	14.0	
		新	7.0から 8.0まで	14.0	



**兵庫県告示第280号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神北県民局長から報告があった。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社日伸住建  
代表者氏名 市 野 博 悦  
事務所所在地 伊丹市昆陽4-4  
免許番号 兵庫県知事(6)第202113号  
免許年月日 平成20年3月31日

2 処分の内容

平成25年3月1日から同月7日までの7日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第281号**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第16項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成25年2月28日とする。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
高砂時光寺鉄筋住宅駐車場	高砂市時光寺町
三田武庫が丘鉄筋住宅駐車場	三田市武庫が丘4丁目



**兵庫県告示第282号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H24丹波位置 0004号	25.2.8	篠山市真南条中字蜂之木坪70番の一部、71番の一部	5.00	29.91



**兵庫県告示第283号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 免許の取消年月日  
平成25年 2月14日
- (2) 建築士の氏名  
萩 野 孝 雄
- (3) 建築士の区分及び登録番号

- (二級) 第5423号
- (4) 免許の取消しの理由  
建築士法第9条第1項第1号に基づく申請があったため。
- 2 (1) 免許の取消年月日  
平成25年2月14日
- (2) 建築士の氏名  
谷 認 忍 考
- (3) 建築士の区分及び登録番号  
(二級) 第6680号
- (4) 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため。



**兵庫県告示第284号**

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 廃0001号	25.2.8	たつの市龍野町富永字溝間189番2の一部	4.00	2.00

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 2月26日

阪神北県民局長 常 松 貞 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 川西能勢口駅前商業施設  
所在地 川西市小花一丁目221—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 東急不動産株式会社  
住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号  
代表者の氏名 金 指 潔
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 イオンリテール株式会社  
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表者の氏名 村 井 正 平
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,755平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
42台
- (2) 駐輪場の収容台数  
138台
- (3) 荷さばき施設の面積  
61平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
31.6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出入口4箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成25年1月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成25年2月26日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年6月26日
- (2) 提出先  
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市広渡町字野中867番2、867番3

同 市古川町字南山1014番1、1014番3、1093番1、1093番16、1093番36、1093番37、1093番167、1093番195、1093番196、1257番、1257番2、1284番1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市中央区平野町二丁目1番2号

日本臓器製薬株式会社 代表取締役 小西龍作

(3) 許可年月日及び許可番号

平成25年1月24日

- 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-16-3号（22小野）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町中村字前田192番2の一部、193番2の一部、195番20、196番1の一部、196番4、197番1、197番9、197番10
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市菅田町広山428番地の3  
株式会社西村興産 代表取締役 西 村 豊代美
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成25年1月30日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-17-2号（24たつの）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町鶴字長福寺887番1、888番3、889番2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町馬場216番地  
栗 岡 肇
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年7月31日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-10号（24太子）

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区における総トン数5トン未満の動力漁船を使用して行ういかつり漁業の操業調整を図るため、次のとおり指示する。

平成25年2月26日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 吉 岡 修 一

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第62号
- 2 指示事項

指示する海域	集魚に使用する光力の制限		集魚灯設備の制限
	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度	
鋸崎(美方郡香美町と新温泉町の境界)から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球9個。ただし、7月1日から9月30日までの間は6個	農林水産省令によりいかつり漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、いかつり漁業禁止区域線まで	3キロワット以内の電球18個	
鋸崎(美方郡香美町と新温泉町の境界)から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球6個	
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球15個	
	水深200メートルからいかつり漁業禁止区域線まで	3キロワット以内の電球18個	

3 指示の有効期間

平成25年 5月 1日から平成28年 4月30日まで

- 4 平成22年 4月 2日付け但馬海区漁業調整委員会指示第58号は、平成25年 4月30日をもって廃止する。